平成２５年（フ）第１４２号
盛岡市山王町10番２号　住吉ハイツ３号、開始決定時の住所盛岡市南大通２丁目８番11号
破産者　森　　一晃
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２１７号
盛岡市三本柳２地割47番地６　都南マンション203号
破産者　及川　和弘
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３６３号
新潟市中央区学校町通３番町5323番地277、前住所新潟市中央区窪田町２丁目133番地
破産者　後藤　傳一
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８号
新潟県村上市黒田997番地１
破産者　板垣　里美
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第４６２号
静岡市清水区中河内2060番地
破産者　細川　次男
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９１０号
京都市北区大宮中林町10番地　シェモワアサヒ210
破産者　中野　正士
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１４号
京都市左京区岩倉花園町196番地５
破産者　北川　雅美
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４５５号
京都府木津川市南加茂台１丁目15番地13
破産者　窪井　裕介
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５９４号
京都市山科区大宅桟敷１番地８
破産者　坂本　雅彦
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９４０号
京都府八幡市八幡森垣内31番地の１
破産者　中山　八郎
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１６号
奈良県磯城郡田原本町大字大安寺116番地の25、申立時の住所奈良県桜井市大字吉備512番地の１
破産者　山田　丈二
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１６９号
奈良県生駒郡斑鳩町神南３丁目12番28号
破産者　大道　　一
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１８９号
奈良県生駒市辻町874番地43
破産者　松本　和高
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３１７号
奈良県桜井市大字大泉758番地の１
破産者　森本加工こと　森本　政廣
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３３８号
奈良県大和郡山市南郡山町４番地９
破産者　西川　まみ
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５９号
鳥取県鳥取市気高町新町３丁目25番地
破産者　中宇地勝子
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２３号
岡山市南区福田1022番地６、開始決定時の住所岡山県倉敷市日畑439番地89
破産者　亀山好子、木村好子こと　木村　惠喜
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
岡山県倉敷市連島町連島2545番地30
破産者　坂手登志雄
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第４２７号
広島市中区舟入本町11番10―502号
破産者　総合ハウスクリーナーこと　山岡五十鈴
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部